無期雇用派遣社員　賃金規程

第１章　　総　　則

第１条（目的）

本規程は、株式会社あるてすた（以下「会社」という）の無期雇用派遣社員（以下、「派遣社員」という）の賃金に関する事項を定めたものである。

第２条（適用範囲）

本規則は、無期雇用派遣社員について適用する。

第３条（賃金形態）

１　賃金は、日給月給制若しくは時間給制とする。ただし、無期雇用派遣社員就業規則及び本規程に賃金を支払わない旨の定めがある場合及び次のいずれかに該当するときは、不就労となる日及び時間の賃金を控除する。

（１）賃金計算期間の途中における入社、退社により不就労日があるとき。

（２）業務上の負傷により欠勤し、社会保険等から補償されるとき。

２　派遣社員について個別の労働契約に賃金についての記載があれば、それに従うものとする。

第４条（賃金計算期間および支払日）

１　賃金は当月１日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下「賃金計算期間」という）について計算し、翌月末日に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは派遣社員（（１）については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

（１）派遣社員が死亡したとき。

（２）派遣社員が退職又は解雇されたときに、本人から申し出があったとき。

（３）派遣社員又はその収入によって生計を維持している者が結婚、出産、疾病に罹患、災害に被災、又は派遣社員の収入によって生計を維持している者が死亡した等、臨時に費用を必要とするとき。

（４）派遣社員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって１週間以上帰郷するとき。

（５）前各号のほか、やむを得ない事情があると会社が認めたとき。

第５条（賃金の支払方法）

１　賃金は、通貨で直接派遣社員にその全額を支払う。

２　前項の規定にかかわらず、派遣社員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。

（１）源泉所得税

（２）住民税（市町村民税および都道府県民税）

（３）雇用保険料

（４）健康保険料（介護保険料を含む）

（５）厚生年金保険料

（６）会社の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）

（７）その他必要と認められるもので、労働者代表と協定を締結したもの

３　従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、それまでが本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給している場合であっても、会社の決定により現

金で直接派遣社員へその全額を支払う場合がある。

第６条（遅刻、早退又は欠勤の賃金控除等）

遅刻、早退又は欠勤により所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に応じる賃金は支給しない。

第７条（休職期間中の賃金）

原則として、無期雇用派遣社員就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。

第２章　　基準内賃金

第８条（基本給）

基本給は派遣社員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して、各人ごとに決定する。

第９条（定期昇給）

給与の定期昇給は行わない。

第１０条（通勤手当）

１　通勤手当は以下のとおり支給する。なお、当該手当の支給は非課税限度額内の支給とする。

（１）公共交通機関を利用する者の通勤手当は、所要時間および金額等を総合的に勘案して最も合理的な通常経路であると会社が認めた区間について、原則として１ヶ月の通勤定期券の実費を支給する。なお、特別な事情がある場合を除き、特急料金などの特別料金は支給しない。

２　派遣社員は、個別の労働契約に通勤手当についての記載があれば、それに従うものとする。

３　居住地から勤務場所との間の片道通勤距離、および居住地又は勤務場所から公共交通機関の最寄駅までの距離が徒歩２．０ km 未満の場合は、その区間についての通勤手当は支給しない。

第３章　　基準外賃金

第１１条（時間外・休日・深夜勤務手当）

１　所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜（午後１０時から午前５時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

２　ただし、みなし残業手当がある場合時間外労働手当は、所定労働時間を超えて勤務することを命じ、みなし残業時間を超えてその勤務に服した派遣社員に支給する。みなし残業時間等については雇用契約書又は労働条件明示書に記載する。

時間外勤務手当	算定基準賃金 ／ 月平均所定労働時間 ×１．２５×時間外労働時間数
休日勤務手当	算定基準賃金 ／ 月平均所定労働時間 ×１．３５×休日労働時間数
深夜勤務手当	算定基準賃金 ／ 月平均所定労働時間 ×０．２５×深夜労働時間数

３　算定基準賃金とは、基準内賃金から通勤手当、みなし残業手当、深夜勤務手当を除いたものをいう。
４　日給月給制の場合の月平均所定労働時間は、各月毎に年間休日カレンダーによる出勤日×１日あたりの所定労働時間として計算し、時間外労働時間数はみなし残業時間を引いた時間とする。
５　日給制の場合は、月平均所定労働時間とあるところは１日あたりの法定労働時間として計算し、時間外労働時間数はみなし残業時間を引いた時間とする。
６　時間給制の場合は、月平均所定労働時間とあるところは１．０として計算する。
７　所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した時間又は休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する。
８　仕事がそもそも深夜勤務の場合等で、給与に深夜勤務手当が含まれる場合及び午後１０時～午前５時とそれ以外の時間について時間給が異なっており、午後１０時～午前５時について深夜勤務手当が含まれている場合においては、別途深夜勤務手当は支給しない。
９　個別の労働契約に時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当についての記載があれば、それに従うものとする。

附則
第１条（改廃）
本規程の改廃は、会社の全従業員の過半数を代表する者の意見を聞いて行うものとする。

第２条（施行期日）
この規程は、２０２１年１月２９日より施行する。